

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 6 日

各小中学校長 様

静岡県教育委員会
静岡西教育事務所総務課長

政令市への財源移譲に伴う個人番号届の取扱いについて（通知）

このことについて、政令市との人事異動の際は、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1 個人番号届の取扱い

(1) 平成 28 年度末の人事異動

| 異動例 | 取扱い |
|--------------------|--|
| 管内小中学校 ⇒政令市小中学校 | 個人番号届は、送付しない。 異動元の所属校で「退職者」として、個人番号届及び特定個人情報等取扱台帳を管理する。 |
| 政令市小中学校 ⇒管内小中学校 | 個人番号届が送付されるので、送付された個人番号届を保存する。 |

(2) 平成 29 年度以降の人事異動

| 異動例 | 取扱い |
|--------------------|--|
| 管内小中学校 ⇒政令市小中学校 | 個人番号届は、送付しない。 異動元の所属校で「退職者」として、個人番号届及び特定個人情報等取扱台帳を管理する。 |
| 政令市小中学校 ⇒管内小中学校 | 個人番号届は、送付されないなので、新所属校で新たに個人番号届を収集して保存する。 |

2 その他

給与の支払者が異なるため、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の送付についても、個人番号届と同様の扱いとなるので注意する。

担 当 総務課経理係
電話番号 0537-62-1112